令和４年度農林関係税制改正の主な概要と令和５年度対策等について

令和４年４月

全国農業会議所

Ⅰ.令和４年度農林関係税制改正の概要について

１．人・農地など関連施策の見直しに合わせて、関連法令の改正を前提に現行の特例措置について、税制上の所要の措置を講ずる。（複数税目）

「人・農地など関連施策の見直し」の具体的な内容等をふまえ、見直し後も対象となる税制特例が継続するよう要望。

＜対象となる税制特例の概要＞

（１）農地の譲渡

①所得税・法人税

・譲渡所得の2,000万円特別控除

（特例農用地利用規程に基づく農地中間管理機構への譲渡）

・譲渡所得の1,500万円特別控除

（市町村による買入協議に基づく農地中間管理機構への譲渡）

・譲渡所得の800万円特別控除

（農用地利用集積計画に基づく譲渡）

②相続税・贈与税・不動産取得税

・納税猶予適用農地の農用地利用集積計画に基づく譲渡

（２）農地の貸付け

①相続税・贈与税・不動産取得税

・納税猶予適用農地の農用地利用集積計画に基づく貸付け

（３）農地の取得（農用地利用集積計画に基づく取得）

①登録免許税（20/1000→10/1000に税率軽減）

②不動産取得税（課税標準の1/3控除）

（４）農業経営基盤強化準備金（所得税・法人税）

（５）認定就農者に利用させるためJA等が取得した償却資産の課税標準の特例措置（固定資産税）

２.みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、同法の環境負荷低減に係る認定を受けた農林漁業者が、一定の機械装置、建物等の取得等をして、環境負荷低減に係る活動の用に供した場合には、その取得価額の32％（建物等については16％）の特別償却ができる措置を講じる。（所得税・法人税）

３．農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30％（建物等は35％）の割増償却ができる措置を講じる。（所得税・法人税）

４．人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定新規就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）の適用期限の２年延長　（固定資産税）

５．農地中間管理機構へ貸付けた場合の農地の保有に係る課税の軽減措置の２年延長（固定資産税・都市計画税）

○農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）について、対象となる農地の範囲を明確化（機構から借り受けた自己所有地を課税軽減の対象外とする）した上で、適用期限を2年延長。

６．農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（20/1,000→10/1,000）の２年延長（登録免許税）

Ⅱ.令和５年度農林関係税制改正等対策

　税制改革の動きならびに組織要望の積み上げを踏まえ、以下の対応を図るものとする。

１．税制改革に向けた対応

　適用期限の切れる特例措置については、近年、従来のような単純延長要望による対応では厳しい情勢が続いている。

　要望にあたっては、該当する特例措置の存続についての具体的な事例などを踏まえた要望であることが求められる。

２．改正要望の積み上げ

6月20日(月)までに、都道府県農業会議を通じて市町村農業委員会からの組織的な改正要望の積み上げを行う。

３．実態調査

必要に応じ、現場の実態把握調査等を行う。

４．組織要望の決定

都道府県農業会議会長会議等において与党税制調査会への提出に向けた組織要望の対応を決定する。

５．幅広い継続的な要望活動

　　　12月上中旬が想定される令和５年度税制改正大綱の決定までの間、政府税制関係国会議員等に対して幅広い要請活動に取り組む。